

子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園の
設備と運営の基準に関する条例制定について

1. 条例制定の背景について

平成 24 年 8 月に、子ども・子育て関連 3 法が公布され、この関連法の一つである「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（通称：「認定こども園法一部改正法」）により、幼保連携型認定こども園の許認可等の権限が指定都市・中核市に移譲され、設備及び運営の基準に関する条例を定めなければならないことによる。

2. 幼保連携型認定こども園に関する現行制度と新制度の比較

項目	現行制度	新制度
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所機能】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法	認定こども園法
認可等権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市及び中核市の長 【認定こども園】都道府県知事	都道府県知事、指定都市及び中核市の長
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 【認定こども園】認定こども園の認定の基準	幼保連携型認定こども園の設備と運営に関する基準
財政措置	【幼稚園部分】私学助成（都道府県）、幼稚園就園奨励費補助（市町村） 【保育所部分】保育所運営費負担金（市町村）	施設型給付に統一
利用者負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定（応能負担）	市町村が設定（応能負担）

3. 制定する条例について

【件名】 鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備と運営の基準に関する条例

【制定時期】 平成 26 年 6 月頃

4. 制定する基準の作成方針について

(1) 作成方法

国の政省令を基本とし、本市独自基準(非常災害対策)を加えた骨子案を、本市の子ども・子育て会議において諮ることとする。

(2) 作成にあたっての留意点

認定こども園法第 13 条の設備及び運営の基準により、「従うべき基準」と「参酌基準」で整理する。

①従うべき基準

ア 学級編成、配置する園長・保育教諭・その他職員及びその員数

イ 保育室の床面積その他設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの

ウ 運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関連するもの

②参酌基準 上記以外のもの